

埼例規第40号・防・務・

刑総・外・公一・交企

昭和61年12月24日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察長寿社会総合対策推進要綱の制定について（例規通達）

急速に長寿社会へ移行しつつある現状にかんがみ、長寿社会における警察上の諸対策を総合的に推進するため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、昭和61年12月24日から実施することとしたから、効果的な運用に努められたい。

なお、この要綱の推進に当たつては、当面、おおむね65歳以上の高齢者を主な対象とするよう配意されたい。

別添

埼玉県警察長寿社会総合対策推進要綱

第1 趣旨

この要綱は、総合的な長寿社会対策の推進に関し、必要な事項を定める。

第2 基本方針

- 1 高齢者に係る実態把握活動及び広報啓発活動の推進
- 2 高齢者を各種犯罪及び事故から守るための保護活動の推進
- 3 高齢者の社会奉仕活動への参加の促進

第3 実態把握活動及び広報啓発活動の推進等

1 実態把握活動の推進

- (1) 警ら、巡回連絡、防犯指導、交通安全指導、統計分析等を通じ、保護を要する高齢者の状況、高齢者に係る各種犯罪及び事故の状況、高齢者及び高齢運転者に係る交通事故の状況、高齢者の社会参加の状況、高齢者の警察に対する要望、意見等を的確に把握する。

- (2) 交番、駐在所等に、高齢者名簿等を備え付けるなど、情報の資料化と活用を図る。

2 広報啓発活動の推進

- (1) 関係機関、団体等との連携の下に、マス・メディア等の各種広報媒体及び関係機関、団体の広報紙等の積極的な活用を図る。
- (2) 地域座談会、街頭啓発活動等を積極的に推進して、県民の意識啓発を図り、その理解と協力が得られるように努める。

3 関係機関、団体等との連携の強化

- (1) 市町村等に働き掛け、高齢者の保護及び社会参加を含めた総合的な長寿社会対策の策定を促進する。
- (2) 市町村、社会福祉協議会、老人クラブ等の関係機関、団体との連絡会議を定期的開催し、地域における長寿社会対策の計画的な推進を図る。

第4 高齢者の保護の推進

1 各種犯罪及び事故の防止活動の推進

- (1) 高齢者に対する効果的な防犯広報、防犯診断、防犯指導等を次のとおり推進する。

ア マス・メディア等の各種広報媒体及び関係機関、団体等の機関紙、広報紙の積極的

な活用等を通じ、防犯広報を実施する。

イ 老人クラブ、老人ホーム等高齢者の団体を対象とし、防犯指導班、防犯指導担当者等を活用した巡回防犯指導活動を実施する。

ウ 巡回連絡等を通じ、高齢者家庭に対する防犯診断、防犯指導等を実施する。

エ 市町村、老人クラブ、老人ホーム等に働き掛け、災害等における高齢者の避難対策の策定を推進するとともに、必要に応じ、避難訓練を実施する。

(2) 独居老人、認知症の高齢者に対し、訪問指導等を次のとおり推進する。

ア 近隣に身寄りのない独居老人等に対し、家庭訪問を行い、防犯診断、防犯指導等を積極的に実施する。

イ 特異行方不明者と認められる認知症の高齢者等については、手配を励行し、その早期発見、保護に努める。

ウ 親族、福祉事務所、民生委員等との連携を強化し、保護活動の徹底を図る。

(3) 警察安全相談活動を次のとおり推進する。

ア 警察安全相談担当者の育成及び警察安全相談体制の整備、充実を図る。

イ 警察安全相談に関する広報を徹底し、その利用の促進を図る。

ウ 関係機関、団体等との連携を強化し、相談事案の効果的な解決を図る。

2 各種犯罪の取締り活動等の推進

(1) 高齢者が被害にかかりやすい各種刑法犯及び生活経済事犯の迅速、的確な検挙に努める。

(2) 前記(1)の各種犯罪の再発及び被害の拡大防止活動を次のとおり推進する。

ア 消費生活センター等と連携し、被害の早期把握に努める。

イ 各種関係業界による自主規制及び関係機関による行政措置の促進を図る。

ウ マス・メディア等の各種広報媒体及び関係機関、団体の広報紙等を活用し、被害防止のための注意心を喚起する。

3 交通事故の防止活動の推進

(1) 高齢者に対する効果的な交通安全広報、交通安全講習、交通安全指導等を次のとおり推進する。

ア マス・メディア等の各種広報媒体及び関係機関、団体の広報紙等の積極的な活用等を通じ、交通安全広報を実施する。

イ 高齢者交通安全教育指導制度の充実、強化を図り、高齢者の交通安全教育を実施する。

ウ 老人クラブ、老人ホーム等における「交通安全部会」等の設置を促進するとともに、交通安全講習等を実施する。

エ 巡回連絡等を通じ、高齢者家庭における交通安全指導等を実施する。

オ 街頭活動を通じ、高齢者に対する積極的なワンポイント・アドバイス及び保護誘導活動を実施する。

(2) 高齢運転者に対する効果的な交通安全講習、交通安全指導等を次のとおり推進する。

ア 更新時講習における高齢者学級等を通じ、効果的な安全教育を実施する。

イ 科学的検査機器を用いた運転適性診断を推進し、高齢運転者の交通安全指導に活用する。

ウ 高齢運転者の運転特性等に関する調査、研究を行い、この結果を高齢運転者対策に活用する。

(3) 関係機関、団体等との連携の下に、高齢者の保護に効果的な総合交通規制の実施及び交通安全施設の開発、整備を積極的に推進する。

第5 高齢者の社会参加の促進

1 高齢者の関係団体等への参加の促進等

(1) 防犯協会、交通安全協会等における「高齢者部会」等の設置及び当該団体への高齢者の参加を促進する。

(2) 地域防犯推進委員、少年指導委員等への高齢者の委嘱を推進し、高齢者の社会参加意識の高揚を図る。

2 高齢者の社会奉仕活動への参加の促進

(1) 防犯協会、交通安全協会、老人クラブ等と連携し、防犯活動、青少年健全育成活動、風俗環境浄化活動、交通安全活動等の社会奉仕活動において、高齢者が参加しやすい条件を整備し、高齢者の積極的な参加を促進する。

(2) 高齢者の社会奉仕活動への参加に当たつては、世代間の交流を促進し、地域社会の連帶意識の醸成を図る。

第6 その他

1 関係団体、関係業界の育成、指導

- (1) 防犯協会、少年非行防止ボランティア団体、交通安全協会等の育成、指導に努め、高齢者の保護及び社会参加のための自主活動を促進する。
- (2) 防犯機器業、警備業等の指導に努め、高齢者に適する防犯機器、防犯システム等の開発、普及を促進する。

2 警察職員等に関する教養の実施

- (1) 警察職員に対し、定例招集、教養招集等を通じて、長寿社会対策に関する教養を計画的に実施する。
- (2) 防犯協会、少年非行防止ボランティア団体、交通安全協会等の役員等に対し、講習会、研修会等を通じて、長寿社会対策に関する教養を実施する。

実施日

この例規通達は、昭和61年12月24日から実施する。

実施日（平成6年10月28日埼例規第48号・務）

この例規通達は、平成6年11月1日から実施する。

実施日（平成7年3月27日埼例規第15号・務）

この例規通達は、平成7年4月1日から実施する。

実施日（平成12年5月31日埼例規第48号・総）

この例規通達は、平成12年6月1日から実施する。

実施日（平成17年8月18日生企第1716号）

この通達は、平成17年8月18日から実施する。

実施日（平成22年3月31日生企第2299号）

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

実施日（平成29年2月14日生企第552号）

この通達は、平成29年2月15日から実施する。

実施日（平成31年3月28日交総第351号）

この通達は、平成31年4月1日から実施する。